★この協同組合の定義・価値・原則は、95年のICA（国際協同組合同盟）100周年記念大会で、21世紀にむけて書きかえられたものです。

協同組合とは

《定義》協同組合とは

協同組合とは、人びとの自治的な協同組織であり、人びとが共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うものです。

《価値》協同組合にとって大切なものは

協同組合は、自分たちの力と責任で、民主的に、平等で公平に、そして連帯してものごとをすすめていくことを基本理念とします。また先駆者たちの伝統にしたがって、協同組合の組合員は、倫理的な価値観として、誠実でつつみ隠さず、社会的責任と他者への思いやりをもつことを信条とします。

《原則》 協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針です。

〈第１原則〉 自発的でオープンな組合員制度
協同組合事業を利用し、組合員としての責任を果たす意思のある人はだれでも、性別や社会的・人種的・政治的・宗教的な理由で差別を受けることなく、組合員になることができます。

〈第２原則〉 組合員による民主的運営
組合員は組合の方針の策定や意思決定に積極的に参画し、また組合員によって選出された代表は、すべての組合員に対して責任を負います。組合員は一人一票の平等な議決権をもち、他の段階の協同組合もまた民主的な方法によって組織運営をされます。

〈第３原則〉 組合員による財産の形成と管理
事業のために必要なお金は組合員でだしあい、組合の財産は、民主的に管理します。また事業の結果生まれた余剰金は、①組合発展のため　②組合の事業利用に応じた、各組合員への還元　③組合員が認めた活動への支援の３つのために使います。

〈第４原則〉 組合の自治・自立
協同組合は、政治的にも経済的にも自主・自立が基本です。他の組織との取り決めや出資の際にも、組合の自立性が守られることが条件です。

〈第５原則〉 教育・研修と広報活動の促進
組合員自らの参画を高めていくためにも、組合員や役員、従業員などの教育や研修が大切です。また、一般の人々にも協同活動の本質と意義を広げます。

〈第６原則〉 協同組合間の協同
組合員に対する役割をもっとも効果的に果たし、協同組合運動を強化するために、地域的・全国的・広域的・国際的なしくみを通じてお互いに協同します。

〈第７原則〉 地域社会への配慮
組合員が良いと思うやり方で、その地域社会の永久的な発展に努めます。